

経営者によりそパートナー

みどり通信 12月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第279号 2023. 12. 7



～少しずつ街もクリスマス色へ～
素敵なクリスマスが訪れますように☆。



CONTENTS

● ひと言、発言	事業の赤字をなくす…気づけるヒントが満載の本	P 1
● 税務	2023(令和5年度)年末調整の変更点	P 3
● 今知っておきたい相続の話	暦年贈与と相続時精算課税制度の見直し	P 5
● 一倉定の経営心得	その50	P 8
● リスマネ	終身保険	P 9
● システム	証憑書保存機能を活用しませんか?	P 11
● 事務所からのお知らせ		P 12
● 年末年始休業のご案内		P 12
● 営業カレンダー		P 12
● あとがき		P 13

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

事業の赤字をなくす・利益を高める糸口に 気付けるヒントが満載の本…

2023年も残り一か月を切りました。例年のことですが、この時期は、時が過ぎるのはあっという間という感覚です。仕事もプライベートもすっきりした気持ちで新年を迎えるには、やり残しが無いよう整理し、新年に持ち越すものは、どのようにするかを明確にしておきたいものですね。

先日、ふらっと立ち寄った書店で、何気なく平積みにおいてある書籍の一つを手にとってパラパラとめくってみたところ「じっくり読んでみたい」と思い購入した一冊が、自由国民社刊・磯島裕樹さん著の『小さな会社の赤字が消える仕事の片付け』です。

本書籍のカバーに「中小零細企業の経営効率化は、“すてる・わける・しまう”だけでいい」と書かれています。

本書籍で一番大きなメッセージは、“すてる”作業。

本当にやらなくていいことは、もうやめましょう。無駄なことは潔くやめる決断をすることが、業務改善の大きな一歩となります。

逆に、本当にやらなければならないことは、“やりたくてできる人”に任せてください。それには、従業員一人ひとりが何を望み、何を得手・不得手としているのか、潜在的に備える能力や、これまでの経験とスキル、人間性といった部分をさらにブラッシュアップし、適所適材に配置することが大切です。

そのためには、業務をできるだけ細かく分けて明確にする＝「わける」作業を行ったのちに、細分化したそれらの業務を組み合わせたり、改良したりしながら、人がやるのか、機械が行うのか、AIなどのITに委ねるのか、外部に委託するのかといった判断を下す＝「しまう」作業を行う…

と書かれています。

本書は、「すてる」「わかる」「しまう」の3ステップに加えて「高価値化」といった4つのステップで高精度な打ち手が可能となり、事業の赤字をなくす・利益を高める糸口に気付けるヒントが満載の本です。

自社の状況を想像しながら本書を読むことによって、どの課題に取り組むべきかを明確にするためにも、おすすめの一冊です。



自由国民社刊・磯島裕樹さん著「小さな会社の赤字が消える仕事の片付け」

11月23日発行で、定価は税込みで1650円です。

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の12月7日掲載のものです。



税 務

2023年(令和5年度)年末調整の変更点について

2023年(令和5年度)の年末調整に関する変更点は次の3つ。

- 住宅ローン控除の要件変更
- 非居住者扶養控除の適用範囲変更
- 退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄の追加

■住宅ローン控除の要件変更

令和4年から令和7年までの間に入居した場合、住宅ローン控除の借入限度額・控除率・控除期間が、住宅の種類などに応じて変更されます。

控除率		一律0.7%	<入居年>	2022(R4)年	2023(R5)年	2024(R6)年	2025(R7)年
借入限度額	新築住宅 買取再販	長期優良住宅・低炭素住宅		5,000万円		4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		3,500万円	
		省エネ基準適合住宅		4,000万円		3,000万円	
		その他の住宅		3,000万円		0円 (2023年までに新築の建築確認：2,000万円)	
	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅		3,000万円			
		その他の住宅		2,000万円			
控除期間		新築住宅・買取再販	13年(「その他の住宅」は、2024年以降の入居の場合、10年)				
		既存住宅	10年				
所得要件			2,000万円				
床面積要件			50㎡(新築の場合、2023年までに建築確認：40㎡(所得要件：1,000万円))				

出典：国土交通省

「認定住宅（認定長期優良住宅および認定低炭素住宅）」に加え、「ZEH水準省エネ住宅」と「省エネ基準適合住宅」が追加。住宅性能と入居開始年の区分別の、借入限度額・控除率・控除期間が変更されています。

借入限度額は住宅性能や居住開始年別に変更となり、控除率は1%から0.7%へ、控除期間は新築住宅は13年に延長していますが中古住宅は従来どおり10年です。

なお、2024年1月以降に建築確認を受けた新築住宅の場合、省エネ基準を

満たす住宅でないと住宅ローン減税を受けられません。

また住宅ローン控除適用の所得要件は、その年の合計所得金額が「3,000万円以下」でしたが、今回の改正で「2,000万円以下」へ引き下げられています。

■非居住者扶養控除の適用範囲変更

国外居住親族を扶養親族として申告するためには、国内居住親族と同じように、「所得者と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下である人」という条件があります。その上で2023年1月1日以降は、国外居住親族を扶養親族とするための条件が見直され、「年齢30歳以上70歳未満の非居住者」が除外されました。

ただし年齢30歳以上70歳未満であっても、次のいずれかに該当すれば、今までどおり対象となります。

- ◇ 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者
- ◇ 障害者
- ◇ 扶養控除の適用を受けようとする居住者から、その年において生活費又は教育費に充てるために38万円以上送金を受けている者

■退職手当等を有する配偶者・扶養親族欄の追加

退職金を受け取った配偶者や扶養親族がいる場合、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除の適用を受けることができるか否かを判断する合計所得金額の計算にあたっては、所得税では退職所得の金額を含めて計算しますが、住民税では退職所得の金額を含めないで計算します。

所得税と住民税とで取り扱いが異なるため、2023年(令和5年度)提出分から、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の住民税に関する事項に、「退職手当等を有する配偶者、扶養親族」欄が追加されました。

ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談ください。

担当：堀内 勇一

今知っておきたい相続の話

その18『暦年贈与と相続時精算課税制度の見直し』

<Q>

生前贈与に対する改正が行われると聞きましたが、いつからで、具体的にどのような改正でしょうか。さらにその対応をお聞かせください。

<A>

今回の大きな改正点は、「暦年課税による生前贈与の加算期間延長」と「相続時精算課税制度の基礎控除（110万）新設」の2つです。相続税の申告の際に留意する必要があります。具体的には、次の通りです。

1. 「暦年課税による生前贈与の加算期間延長」

暦年課税とは、贈与税の課税方法の1つで、1年間（1月1日～12月31日）の贈与財産の合計額をもとに、贈与税額を計算します。贈与財産を取得した場合、相続時精算課税を選択しなければ暦年課税が適用されます。

暦年課税は、贈与額が基礎控除額年110万円の範囲内であれば贈与税がかかりません。年110万円を超える場合は、超える部分の金額に応じ10～55%の税率で贈与税額を計算します。ただし、贈与者の「相続開始前3年以内」に行われた贈与については、年110万円以内であっても相続税の課税対象に含まれます。

<2024年から相続税加算期間が相続開始前7年に延長>

2024年1月1日以後の贈与については、現行の「相続開始前3年以内」から「相続開始前7年以内」に延長されます。

加算対象期間について

この改正は、**令和6年1月1日以後**に贈与により取得する財産に係る相続税について適用されます。具体的な贈与の時期等と加算対象期間は次のとおりです。

贈与の時期		加算対象期間
～令和5年12月31日		相続開始前3年間
令和6年1月1日～	贈与者の相続開始日	
	令和6年1月1日～令和8年12月31日	相続開始前3年間
	令和9年1月1日～令和12年12月31日	令和6年1月1日～相続開始日
	令和13年1月1日～	相続開始前7年間

延長された4年間に受けた贈与のうち、総額100万円までは相続財産に加算されません。

2. 「相続時精算課税で基礎控除の創設」

相続時精算課税とは、贈与税の課税方法の1つです。60歳以上の父母や祖父母から、18歳以上の子や孫に対して財産を贈与した場合に選択できる制度で、贈与財産の合計額が2,500万円以内であれば、贈与税はかかりません。2,500万円を超えた部分は、一律20%の税率で贈与税額を計算します。

相続時精算課税が適用された贈与財産は、相続税の課税対象に含まれます。贈与税の負担は軽減されますが「税金の支払いを相続時に先送りしている」とも考えられます。

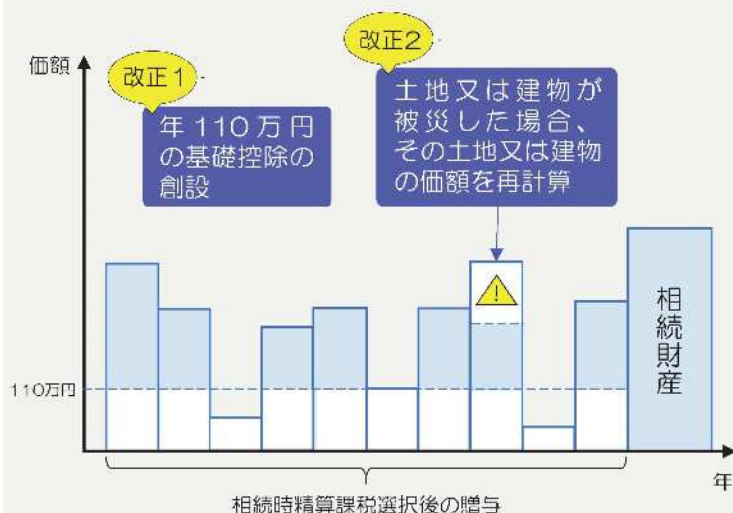
<2024年から年110万円の基礎控除の創設>

2023年税制改正において、相続時精算課税に基礎控除の創設が盛り込まれました。2024年1月1日以後の贈与については、毎年110万円まで贈与税がかからなくなります。相続税の課税対象にも含まれず、贈与税の申告も不要です。

今後は、年110万円を超える部分の累計額について、特別控除額2,500万円が適用されます。

なお、相続時の財産の評価は、贈与時の時価ですが、今回の改正で特定贈与者の相続税の申告書の提出期限までに贈与により取得した土地または建物が災害により一定の被害を受けた場合、当該土地または建物の価額は、贈与時の時価から災害により被害を受けた部分に相当する額を控除した残額となります。

相続時精算課税



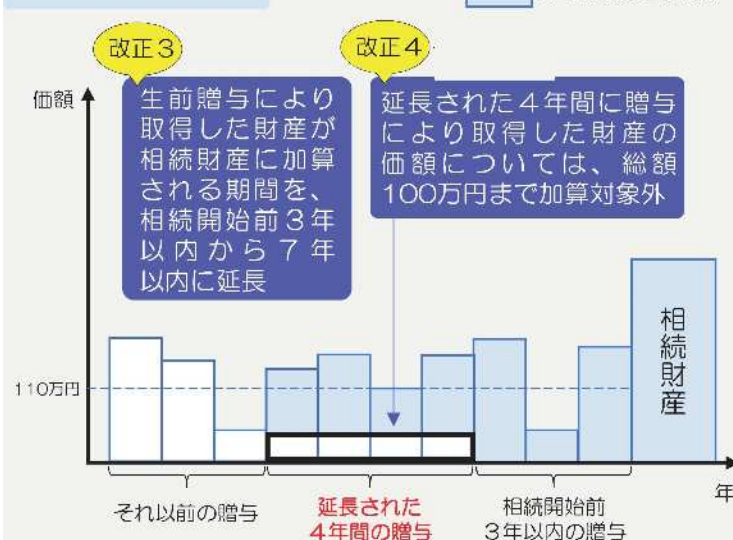
贈与税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者ごとに、1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から、**基礎控除額（110万円（注））を控除**し、特別控除（最高2,500万円）の適用がある場合はその金額を控除した残額に、20%の税率を乗じて、贈与税額を算出します。

相続税

相続時精算課税を選択した受贈者は、特定贈与者から取得した贈与財産の贈与時の価額（**改正2**の適用がある場合には、**改正2**の再計算後の価額）から、**基礎控除額を控除した残額**を、その特定贈与者の相続財産に加算します。

暦年課税



贈与税

1年間に贈与により取得した財産の価額の合計額から基礎控除額110万円を控除した残額に、一般税率又は特例税率の累進税率を適用して、贈与税額を算出します。

相続税

相続又は遺贈により財産を取得した方が、その**相続開始前7年以内**に被相続人から贈与により取得した財産がある場合には、その取得した財産の贈与時の価額を相続財産に加算します。ただし、**延長された4年**間に贈与により取得した財産の価額については、**総額100万円まで加算されません**。

国税庁パンフレットより

たとえば、お子さんに財産を少しでも前倒しで渡したい方には、暦年課税よりも相続時精算課税制度が適するケースも考えられます。

相続時精算課税制度は、一度選択すると取り消せないため、慎重な検討をすることをおすすめいたします。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。
相談は無料です。



一倉定の経営心得シリーズ

その五〇

タンクの油を減らすには、
蛇口をひねることである。

ここに油タンク（問屋）がある。タンクの中の油（わが社の商品）が減らなければ、油を補充することはできないのだ。

とするならば、タンクの油を減らすにはどうすればいいのだろうか。

いかに頻繁にタンクの油の減り具合を見に行っても、油の減少速度を増加させることはできない。

できることは、油の減り具合が分かるということだけである。これは「促進」ではなくて「監視」にしかすぎないのである。

タンクの油を減らす手段は「蛇口」をひねることなのである。（蛇口とは小売店のこと）
小売店の売上増大こそ、販売促進なのである。

生命保険

今回のテーマ

『終身保険』

終身保険は、死亡した場合や所定の高度障害状態になった場合を保障する終身タイプの保険です。

大きく3つのメリットがあります。1つずつ見ていきましょう。

※ 一生涯保障が続く

終身保険は、一生涯保障が続きますのでとても安心できる保険です。

※ 貯蓄性がある

終身保険には、貯蓄性があります。保険を中途解約した時には、解約返戻金としてお金が戻ってきます。

保険商品によっては、払った保険料よりも多く戻ってくるものもあります。

※ 保険料が途中で上がらない(一部例外もあります)

保険期間中の保険料は、加入時の年齢や健康状態基に決まるため途中で上がることはありません。保障は一生継続しますが、保険料の支払いは、支払いが一生継続「終身払い」と、一生分の保険料を一定の年齢までに払い終える「短期払い」があります。

また、終身保険の活用方法としては下記のようなものが考えられます。

・葬儀費用を準備したい

「ご自身の葬儀費用くらいは用意したい」と活用される方が多いようです。

・相続での納税資金対策

相続する資産が土地や建物などの不動産等に偏っていて、納税資金を捻出できない場合などは、相続財産を売却しなければならないなんて事態も考えられます。

終身保険で備えて死亡保険金を活用することで、相続税の納税に当てることができます。

・相続での分割対策

例えば相続人が3人兄弟で、相続財産が不動産や株式など均等に分けにくい財産が多い場合、相続をした兄弟間で不満が生まれる原因になります。この場合、相続人のひとりが法定相続分よりも多くの遺産を相続して、他の相続人には代わりに現金などを支払う「代償分割」という方法があります。その代償金を終身保険で準備することができます。



・相続での節税対策

終身保険は遺された家族の生活のための資金ということから、受け取る人が配偶者や子どもなどの法定相続人の場合は、「500万円×法定相続人数」の金額が非課税となるように考慮されています。そのため、現金として持っているより、生命保険という形で家族に遺すことで、相続税の課税対象額を抑えることができます。

以上のように、「不動産が多く、納税のための現預金が少ない」、「相続人が複数人いて、公平な分割が難しい」、「相続税を抑えたい」などのお悩みがある方に終身保険はおすすめです。

貯蓄性においても、払った保険料以上に解約返戻金がある保険商品もあり、魅力の1つです。

必要な保障額はお客様の立場や家族構成などによって違ってきます。目的をはっきりとし、必要な保障を確保してしっかり備えていくことが大切かと思います。

気になることなどございましたら、お気軽に弊社または担当者へお申し付けください。

伊藤 寛峻

証憑保存機能を活用し、 電子取引データの保存義務への対応をしませんか？

令和6年1月1日からすべての事業者を対象に、電子帳簿保存法の電子取引データの保存が義務となります！

電子による保存は、3つに区分されます。

- ① 会計ソフト等で作成した帳簿を電子的に保存する「**電子帳簿等保存**」
- ② 紙で受領・作成した書類を画像データで保存する「**スキャナ保存**」
- ③ 電子的に授受した取引情報をデータで保存する「**電子取引データ保存**」

TKCの自計化システム（FX2、e21まいスターなど）に搭載されている「**証憑保存機能**」は、**スキャナ保存**、**電子取引データ保存**、および保存した書類の閲覧・検索が簡単に行えます。

● 証憑保存機能は、電子取引データの保存要件に完全対応しています

真実性の確保 → タイムスタンプの付与と訂正・削除履歴の確認。

検索機能の確保 → 取引年月日、取引金額、取引先で検索可能。

● 安心・安全に電子データを保存します(ISO/IEC27018認証取得)

電子データの保存期間は**11年4ヶ月**です。電子取引データの保存義務への対応として、電子取引データをUSBやサーバー内に保存要件を満たして保存することも可能です。

しかし、最長で10年間は電子取引データを保存しなければなりません。その間、USBが壊れたり、サーバーの入替に伴うデータ移行がうまくできなかったり何が起こるかわかりません。

証憑保存機能ならそのようなことは起こりません。安心・安全に電子データを保存します。

● 経理業務の効率化にも繋がります

証憑保存機能は電子取引データを保存するだけではありません。読み込んだ電子取引データから仕訳を計上したり、過去の証憑書を探す手間が削減できます。

ぜひ、TKC自計化システムの「証憑保存機能」を活用し、電子データの保存義務への対応をしませんか？

※ 証憑保存機能の利用はオプションとなり、設定料と毎月利用料が発生します。
証憑保存機能や料金につきましては、訪問担当者へお尋ねください。

担当：橘 慎太郎

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◇



● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00～15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

《年末年始休業のご案内》

当事務所では、年末年始を下記の日程で休業とさせていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

12月29日（金）仕事納め
12月30日（土）～ 翌年1月4日（木）年末年始休業
1月 5日（金）平常通り

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◇

赤は山口会計の休業日

12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

1月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			



あとがき

今年も残すところあと数十日となりました。今年はコロナウイルスによる制限も緩和され、外出や人と会う機会も増えました。今まででできなかったことをやったり、新しい人と出会うことで世界観を広げた方も多かったと思います。

世界観を広げる人は、その中で感じたことを受け入れ、そういう世界、考え方もあるんだと認め、自らの枠を広げていきます。一方、受け入れない人は、見聞が広がらず（広げようとせず）、今までの自分の枠の中に留まります。そして、ますます外の世界を知ることができなくなり、知らないから枠の外を批判するようになっていきます。

新しい年がまた始まります。好きな場所に行き、会いたい人に会い、やりたいことをやれます。新しい世界に触れ、枠を広げることです。新しい自分に出会うこともあると思います。

現状維持は衰退する。変わらない人も衰退する。変化し続けるために A Whole New World 私の良い曲です。

少し早いですが、皆様どうぞよいお年をお迎えください。😊

藤井 茜

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>

[e-mail:yn@tkcnf.or.jp](mailto:yn@tkcnf.or.jp)